

委託による統計の作成等に関するガイドライン

制定	平成 21 年 2 月 17 日
改正	平成 21 年 9 月 29 日
改正	平成 23 年 3 月 28 日
改正	平成 24 年 8 月 31 日
改正	平成 28 年 1 月 22 日
改正	平成 31 年 4 月 19 日
改正	令和元年 6 月 27 日
改正	令和 2 年 12 月 25 日
改正	令和 3 年 8 月 31 日
改正	令和 4 年 3 月 3 日
改正	令和 5 年 6 月 16 日
改正	令和 6 年 11 月 21 日
総務省政策統括官（統計基準担当）決定	

目次

- 第 1 総則
- 第 2 オーダーメイド集計の委託手続
- 第 3 オーダーメイド集計の実施
- 第 4 統計成果物の提供後の措置

第 1 総則

1 目的

委託による統計の作成等に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 34 条の規定に基づいて行う委託による統計の作成等に係る事務処理の明確化及び標準化を図ることにより、行政機関又は指定独立行政法人等及び法第 37 条の規定に基づき事務の全部を受託する独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的とするものである。

2 定義

(1) 統計の作成

本ガイドラインにおいて「統計の作成」とは、調査票情報を利用して集計処理を行い、当該統計調査による当初作成を予定していた統計以外の統計を作成することをいう。

(2) 統計的研究

本ガイドラインにおいて「統計的研究」とは、調査票情報を利用して行う統計的手法による研究をいう。例えば、統計の分散を評価する研究や、集団の傾向等の把握のために回帰分析を行う研究などが該当する。

なお、個別の調査客体の情報に着目した個別事例研究などは含まない。

(3) 委託による統計の作成等

本ガイドラインにおいて「委託による統計の作成等」（以下「オーダーメイド集計」という。）とは、受託機関が法第 34 条第 1 項の規定に基づき、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行うことをいう。

(4) 統計成果物

本ガイドラインにおいて「統計成果物」とは、受託機関が法第 34 条第 1 項の規定に基づくオーダーメイド集計により作成した成果をいう。

(5) 調査票情報

本ガイドラインにおいて「調査票情報」とは、法第 2 条第 11 項に規定するものをいう。

(6) 行政機関

本ガイドラインにおいて「行政機関」とは、法第 2 条第 1 項に規定するもののうち、法第 34 条に係る事務を行う行政機関をいう。

(7) 指定独立行政法人等

本ガイドラインにおいて「指定独立行政法人等」とは、法第 25 条に規定する独立行政法人等のうち、法第 34 条に係る事務を行うものをいう。

(8) 受託機関

本ガイドラインにおいて「受託機関」とは、上記(6)の「行政機関」及び上記(7)の「指定独立行政法人等」をいう。

(9) 受託機関等

本ガイドラインにおいて「受託機関等」とは、上記(8)の「受託機関」及び統計センターをいう。

(10) 委託申出者

本ガイドラインにおいて「委託申出者」とは、法第 34 条第 1 項、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号。以下「令」という。）第 12 条及び統計法施行

規則（平成 20 年総務省令第 145 号。以下「規則」という。）第 25 条に基づきオーダーメイド集計を求める者をいう。

(11) 教育機関

本ガイドラインにおいて「教育機関」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校又は同法第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する一般課程を除く。）をいう。

(12) デジタル社会形成統計利活用事業

本ガイドラインにおいて「デジタル社会形成統計利活用事業」とは、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 39 条第 2 項第 13 号に規定する特定公共分野に関する統計の作成等であって、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められる行為をいう。

3 オーダーメイド集計の実施に際しての基本原則

(1) 事務処理要綱の策定と責任体制の明確化

受託機関等は、本ガイドラインを基にオーダーメイド集計に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化・効率化を図るため、それぞれ事務処理要綱を当該組織共通のものとして策定する。

また、必要に応じて組織内の関係課室係等の業務体制や役割分担、オーダーメイド集計事業の円滑な実施のために設置する会議・役職等についても規定するものとする。

なお、統計センターにオーダーメイド集計の事務の全部を委託する場合、事務処理要綱は受託した統計センターが策定するものとし、その策定や改定に当たっては、全部委託の契約を締結した際の双方の合意に基づき委託した受託機関と協議する。

(2) 秘密保護及び適正管理の確保

ア 受託機関における措置

オーダーメイド集計を行うために、受託機関が調査票情報を取り扱うに当たっては、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、法第 39 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第 41 条第 1 号及び第 3 号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を踏まえて、所要の措置を講ずる。

イ オーダーメイド集計に係る事務及びその他業務の外部委託を行う場合の措置

受託機関がオーダーメイド集計の業務の一部を外部委託する場合は、法第 39 条第 2 項に基づく調査票情報等の適正な管理に係る規定及び法第 41 条第 4 号に基づく守秘義務に係る規定を踏まえて、委託先に対し所要の措置を講じさせることとし、受託者との契約に際しては、法令、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 6 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえた契約条項を設け、受託業者が確実にこれを履行するよう措置する。

また、一部業務を外部に委託することを前提にオーダーメイド集計を承諾する場合は、民間事業者等が確実に受託する見通しがあることに留意する。

(3) 効率的な事務処理の実施

オーダーメイド集計の実施に当たっては、プログラムの作成、結果表の審査等を行うための専門的な知識、経験が必要であること等を踏まえ、受託機関は、必要に応じて法第 37 条に基づく全部委託又は関連事務の一部委託を検討するとともに、オーダーメイド集計に関連する技術の開発や蓄積を効率的に行うものとする。

また、受託機関及び受託機関から事務の委託を受けた統計センター等は、当該事務の遂行に当たって、相互に緊密な連携を図り、円滑な処理を行うものとする。

なお、受託機関は、統計センター等に対する事務の委託の開始、変更等に当たって、事務の引継、連携等に遺漏がないよう留意するものとする。

(4) オーダーメイド集計に関する計画の公表

受託機関は、毎年度当初に、当該年度にオーダーメイド集計に対応する予定の統計調査の名称及び年次、対応可能な統計の作成等の種類やサービスの内容^(注 1)、委託申出の受付期間、統計成果物の提供を行う時期並びに次年度以降の取扱いについて、事前に調査票情報の二次的利用に関するポータルサイト（以下「マイクロデータ利用ポータルサイト」という。）又は所管府省のホームページに掲載する等により対外的に明らかにする。（関連：第 2 の 1 の(1)）

(注 1) 例えば、「集計の内容」として、以下のような記載が想定される。

次の条件を全て満たすものに限る。

- ・二次元以下のクロス集計
- ・受託機関が保有しているデータセット単独で直接集計が可能な集計
(項目の再符号化等是对応しない)
- ・集計プログラム(言語) □□の◇◇機能により集計可能なもの

第2 オーダーメイド集計の委託手続

1 委託申出手続

(1) あらかじめ明示しておく事項

受託機関等は、委託申出手続を行う場合に委託申出者があらかじめ了解しておくべき次の事項をホームページに掲載する等により広く周知する（関連：第1の3の(4)、第2の1の(6)）。

《要明示事項》

ア オーダーメイド集計に関する情報

- ・ オーダーメイド集計制度の趣旨及び法的根拠
- ・ 対応可能な統計調査の名称及び年次
- ・ 対応可能な統計の作成等の種類やサービスの内容

イ 委託申出手続に関する情報

- ・ 相談・受付窓口、受付期間等
- ・ 委託申出の手続及び当該手続に必要とされる各様式
- ・ 委託申出者（代理人による委託申出の場合は代理人自身を含む。）の本人確認方法
- ・ 標準処理期間（別記様式第1号を参考として受託機関等が定める委託申出書が提出されてから委託申出書の審査結果を通知するまでの処理期間）
- ・ 手数料の算定方法
- ・ 統計の作成等を行うこととしたときは委託申出者の氏名又は名称、統計調査の名称等、統計の作成等を行ったときは統計成果物等が公表されること
- ・ 統計成果物を用いて行った研究の成果等を記載した利用実績報告書の提出義務
- ・ 委託申出手続等において使用する言語

ウ 委託申出の要件に関する情報

- ・ 契約の内容等を定めた利用条件（受託機関等が定める契約書の雛形等）
- ・ 承諾された利用目的以外での利用の禁止
- ・ 欠格事由
- ・ 統計成果物を用いて行った研究の成果、教育内容等の公表義務
- ・ オーダーメイド集計は、受託機関等の業務の遂行に支障のない範囲内で委託できること
- ・ 委託申出により作成された統計成果物について、著作権を主張しないこと
- ・ 受託機関等が委託申出を承諾した以後、原則として申出の変更は認め

られないこと

エ その他

- ・ オーダーメイド集計制度による利用は契約に基づくものであり、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外であること
- ・ 契約等に反した場合は全ての受託機関等による提供禁止措置が科されること
- ・ 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、委託申出者が期待する結果が得られない可能性があること
- ・ やむを得ない事情により、統計成果物の提供が遅れる場合があり得ること
- ・ 受託機関が事務の一部を委託する場合、委託申出の承諾後、入札等の手続により、統計の作成等を外部委託するため、当該手続に所要の時間を要する場合があること。ただし、この場合であっても、承諾通知書（下記 4 に記載）により通知した手数料は変わらないこと

(2) 事前確認等

受託機関等は、上記(1)の明示事項への承諾の確認及び委託申出書等^(注2)の提出後の要件不備による不承諾又は書類不備等による再提出の回避を目的として、面接、電話等により、委託申出書等の提出前に、委託申出を予定している者との間で次の事項について事前確認等を実施することを原則とする。

- ・ ホームページ等に掲載した上記(1)の明示事項の内容を確認したか否か及び当該内容について適切に理解をしているか否かの確認並びに理解が不十分である場合の当該内容の説明
- ・ 委託申出書、調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成 31 年総務省告示第 203 号。以下「総務省告示」という。）で定める依頼書（下記 4 及び 5 参照）等の各様式の記載方法並びに統計成果物の提供及び関連する手続の説明
- ・ 利用目的（研究、教育又はデジタル社会形成統計利活用事業の内容）、利用者に関する要件及び審査に必要な記載事項や添付資料に関する説明
- ・ 利用条件と委託申出者が遵守すべき事項の説明
- ・ 委託申出を予定している者が想定している統計成果物の内容の聴取、利用条件への適合性に関する見通し及びそれらに関する助言
- ・ 手数料に関する情報の説明
- ・ 提供する統計成果物に必要な秘匿措置を講じることにより、委託申出者が期待する結果が得られない可能性があること
- ・ 既に同様の統計成果物が他者から委託されている場合もあり得ること

(注2) 規則第 25 条第 1 項に基づく委託申出書及び添付資料をいう。

(3) 委託申出書の作成単位等

委託申出書は、規則第 27 条に基づく調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等を判断する利用目的がそれぞれ明確になるよう作成するものとする（当該受託機関が実施する複数の統計調査に係るオーダーメイド集計について、併せて委託申出を行って差し支えない。）。(注3)

ただし、複数の統計調査を用いて調査ごとに異なる統計成果物を求めている場合など、統計調査ごとに分割記載した方が審査の円滑化に資すると受託機関等が判断した場合は、1 件の委託申出記載内容を適宜複数の様式に分割して記載させるものとする。(注4)

(注3) 委託申出書 1 件につき、その後の手続に必要とされる依頼書等の作成もそれぞれ 1 件ずつ作成することになる。

複数の受託機関から委託を受けてオーダーメイド集計の事務の全部を行う統計センターに提出する委託申出書等についても、オーダーメイド集計の対象となる統計調査を所管する受託機関がまたがる委託申出も可能とする。

(注4) この場合は、様式を便宜上分割記載したものであるため、委託申出書 1 件として取り扱う。また、その後の手続に必要とされる関係書類の作成も同様に、原則として委託申出書で分割した単位に対応して記載する。

(4) 代理人による委託申出書の提出

規則第 25 条の規定に基づき、代理人によって委託申出を行う場合、当該代理人は、委託申出者からの委任状など代理権を証明する書類を有している者であることが必要である。

また、代理人は受付窓口にてオーダーメイド集計の委託申出を行い、適宜委託申出書等の書類の訂正の判断を行う必要があることから、委託申出内容について深い知見を有している者に委任されていることが望ましい。

(5) 委託申出書の記載事項

受託機関等は、別記様式第 1 号を参考として、規則第 25 条第 1 項各号に掲げる事項を含み、かつ、次のアからキまでの事項欄を規定した委託申出書の様式を定める。

なお、委託申出書に使用する言語については、受託機関等が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

ア 委託申出者の氏名又は名称、連絡先等

次に掲げる委託申出者の区分に応じて、当該申出者の氏名又は名称、連絡先等を記載する。

なお、規則第 25 条第 1 項第 4 号に掲げる者の場合、公的機関と同様の内容を記載する。

- ・ 公的機関の場合、当該公的機関の名称、担当部局又は機関の名称、所

在地及び連絡先（担当者の所属、職名、氏名、電話番号及び e-mail アドレス）

- ・ 法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下「法人等」という。）の場合、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の職名、氏名及び連絡先（担当者の所属、職名、氏名、電話番号及び e-mail アドレス）
- ・ 個人の場合、職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及び e-mail アドレス）
- ・ 代理人を通じて委託申出を行う場合、当該代理人の職業、所属、職名、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号及び e-mail アドレス）

イ 利用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等

受託機関等がオーダーメイド集計に対応する旨をあらかじめ公表している統計調査の名称、年次等を記載する。（関連：第1の3の(4)、第2の1の(1)）

ウ 利用目的

利用目的の内容によって、委託申出事項が異なることから、委託申出者は、自らの利用目的を踏まえて委託申出書に必要事項を記載する。

（ア）研究目的の場合

① 研究の名称

「〇〇に関する研究」など、研究の名称を記載する。

② 研究の必要性

研究の目的や意義など有用性を説明する内容（当該研究を含む科学分野における当該研究の意義、研究成果等の公表により想定される他者の利用可能性など）を記載する。

なお、当該研究に公的機関等（規則第11条に規定するもの）による競争的資金（科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）が交付・補助されている場合、これらを裏付けるもの（当該競争的資金の交付決定通知書等を複写したものなど）を別紙として添付する。

③ 研究の内容

具体的な研究内容（需要予測など企業活動等の一環として行う研究も含む。）や統計成果物の分析方法について記載する。

なお、必要に応じてこれらの内容を示す資料や委託申出者の関連論文・著作物一覧を別紙として添付する。

④ 研究の実施期間

当該研究のスケジュール（当該研究計画における研究完了時期等）を記載する。

（イ）教育目的の場合

① 学校及び学部学科の名称

統計成果物を利用する学校の名称及び授業科目において実際に統計成果物を利用する学部学科の名称を記載する。

② 授業科目の名称

「〇〇演習（Ⅲ）」など、授業科目の名称を記載する。

③ 授業科目の目的及び内容並びに統計成果物を授業科目で利用する必要性

「統計の基本的な回帰分析の理論と実際の応用技術の学習」など統計成果物を利用する授業科目全般の目的及びその内容を記載する。

また、当該授業科目において、統計成果物を用いる必要性について具体的に記載する。

さらに、「実際の社会実態を詳細に説明するために、講義の資料として配布する」など、当該統計成果物の授業科目における利用方法について記載する。

なお、必要に応じてシラバスなどの資料を別紙として添付する。

④ 統計成果物を授業科目で利用する期間

授業科目の開講期間（曜日、時限等を含む）を記載する。

（ウ）デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合

① 該当する特定公共分野

作成される統計成果物が該当する特定公共分野（デジタル社会形成基本法に規定されたもの）の名称を記載する。

② 課題の解決に資する内容

作成される統計成果物が、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資するものであるか明確にするとともに、その具体的な内容を記載する。

③ 統計成果物を利用する事業等の名称、必要性及び内容

統計成果物を利用する事業等の名称、必要性及び内容（当該事業の実施に当たって統計成果物を必要とする理由を含む。）を具体的に記

載する。

なお、必要に応じて当該事業等の内容が分かる資料（事業計画書、事業概要等）を添付する。

④ 統計成果物を利用する事業等の実施期間

当該事業等のスケジュール（実際に統計成果物を利用する期間を含む。）を記載する。

（エ）個人及び法人の権利利益等の確認

作成される統計成果物が規則第 27 条第 1 項第 1 号ハ等に規定する個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないかどうかを確認し、そうしたおそれがない旨が明確になるよう様式に記載する。

エ 公表の方法

利用目的に応じて、次に掲げる事項を記載するとともに、公表予定日についても可能な範囲で併せて記載する。

- ① 研究利用の場合、研究成果又は統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要の公表に当たり、発表予定の学会・大会の名称及び活動内容（一般的な学術研究の場に限る）、掲載予定の学術誌、機関誌、専門誌等（一般に入手が可能なものに限る）、その他継続的に公表がされる方法（ホームページアドレスを含む。）などを記載する。
- ② 教育目的の場合、教育機関のホームページ、一般の者が入手・閲覧可能な教育機関の事業報告その他において、統計成果物を用いて講義・演習等（以下「講義等」という。）を行った旨を掲載することなどを記載する。
- ③ デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合、統計成果物を利用して行った事業等の内容をホームページに掲載することなどを記載する。

オ 統計成果物の内容及び仕様

受託機関等が、対応するオーダーメイド集計の内容を限定している場合、それを踏まえた内容を記載する。

また、委託する統計成果物の内容が明確に分かるよう、統計表の様式、統計的分析の結果の出力様式、統計成果物作成のためのアルゴリズム（数学的計算手順）の詳細、集計に当たって必要な処理、定義等を記載する。

なお、受託機関等が統計成果物の作成等が円滑に行えるよう、記載内容について、提供するオーダーメイド集計のサービス内容に応じて雛形（仕様書等）を示している場合、委託申出者は、当該内容に従って記載する。

カ 統計成果物の提供方法及び提供希望年月日

統計成果物の提供を行う際に当該データを格納する媒体について、令第12条第2項第2号に規定されている媒体のほか、電子メールやダウンロードなどによる提供を受託機関等が行っている場合はその方法を記載する。なお、様式の設定に当たっては、委託申出者が記載しやすいよう選択式とするとともに、提供する媒体については、令第12条第2項第2号に規定されているものの中から、受託機関等の判断により任意に選定できるものとする（サービスを行う予定のない媒体を除外することは可能）。

また、上記媒体の受取方法については、郵送による送付、提供窓口による直接の受取又は電子メールによる送付など、受託機関等が対応している方法を記載する。

さらに、統計成果物の提供希望年月日を記載する。

キ その他必要な事項

受託機関等は、事務処理要綱及び様式を定めるに際して、必要に応じ、規則第25条第1項の規定に基づき特に必要と認める事項を追加するとともに、委託申出内容の審査又は統計の作成等に係る事務処理を行うに当たって必要となる書類等の添付などを指定するものとする。

《学術研究等の発展に資することを裏付ける書類の例示》（関連：第2の2）

- 機関に所属又は在籍している場合はその旨を証明する書類（学術研究機関、教育機関等の在職証明書等）
- 公的機関等による競争的資金（例：科学研究費助成事業（科研費）、厚生労働科学研究費補助金等）を受けていることを示す書類
- 委託申出者及び利用者の著書・論文の一覧
- 当該研究等が公的機関からの委託されたものであることを示す書類

《統計の作成等を行うために必要な書類の例示》

- 調査票情報を集計するため受託機関等が指定する言語によるプログラム
- コンスタントデータ （注5）

（注5） コンスタントデータとは、プログラムの処理において必要な一定の値をひとまとまりの情報にした部品のこと。プログラムにあらかじめ組み込めるようなインターフェースを用意しておくことで、プログラムを修正することなく、簡易に変更ができる。
（例：集計の対象とする市区町村番号（地域標準コード））

(6) 委託申出書の受付期間

ア 受付期間の設定

受託機関等は、受付事務や統計の作成等の事務処理の効率化及び計画的

実施並びに業務の繁閑との調整の観点から、受付期間を設定することも可能とする。

受付期間を設定する場合は、各年度当初にその予定をホームページ等で事前に公表する。(関連：第1の3)

なお、受託機関等による受付事務等において使用する言語については、受託機関等が、その保有するリソース等を勘案して定めるものとする。

イ 受付・審査対応部署

受託機関等は必要に応じて、それぞれの機関内における委託申出書等に係る受付の事務を一元的に実施する受付窓口を指定し、実際の統計の作成等を行う課室と事前に定めた役割分担に基づいて審査・通知・提供等の事務を進める。(受付窓口を指定しない場合、全ての事務は個々のオーダーメイド集計を担当する課室において実施する。以下同じ。)

ウ 本人確認

① 委託申出者が個人である場合

受託機関等は、規則第25条第2項の規定に基づき、委託申出者及びその代理人に対して、委託申出の日において有効なこれらの者の「運転免許証」、「個人番号カード」(住民基本台帳カードを含む。以下同じ。)、「在留カード」、「特別永住者証明書」等の官公署が発行した本人確認書類の提示を求めることにより本人確認を実施する。

また、旧氏(その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。)で申出が行われる場合においては、旧氏が併記された本人確認書類の提示を求めること等により、本人確認を実施する。

日本国外の外国人が申出を行う場合、外国政府が発行しているパスポート、運転免許証など本人を確認するに足る書類により本人確認を行う。

本人確認書類が提示された場合は、受付窓口において、必要に応じて当該書類の複写を行い、委託申出書の関係書類として取り扱う。

なお、郵送又は電子情報処理組織の使用によって委託申出書が提出された場合は、「運転免許証」等を複写した書類の提出(注6)で認めるものとする。

(注6) 規則に規定される「その他これらの者が本人であることを確認するに足る書類」の運用については、郵送又は電子情報処理組織の使用による提出の場合、委託申出の日において有効な「運転免許証」、「個人番号カード」、「在留カード」、「特別永住者証明書」等のコピーを含めるものとする。

② 委託申出者が法人等である場合

日本国内の法人等(独立行政法人等又は規則第10条に規定する者を

除く。)が委託申出を行う場合は、当該法人等の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書で申出日前6月以内に作成されたもの又はそれらの写しの提示又は提出を求めるものとする。

また、日本国外の法人等が委託申出を行う場合についても、日本における法人登記事項証明書に代替されるもので、その所在する国の機関が発行した証明書又はその写しの提示又は提出を求める。

なお、連絡担当者が法人等に所属することを示すものについても必要に応じて提示又は提出を求める。

(7) 委託申出書の提出方法

委託申出書等は、委託申出者又は代理人が、受託機関等の受付窓口へ直接持参、郵送又は電子情報処理組織の使用により提出する。

2 委託申出に対する審査

(1) 審査主体

審査は受託機関等が実施する。

なお、事務の全部を委託された統計センターが審査を行う場合には、必要に応じ当該事務を委託した受託機関に確認を求めるなど、連携して対応実施する。

(2) 基本的な考え方

受託機関等は、委託申出書の記載内容及び添付書類を基に、規則第27条に定める要件に合致するかについて審査を行う。

また、第4の4に基づく一定期間の利用停止等の措置を科されている者については、オーダーメイド集計の委託申出を認めない。

(3) 個別の審査基準

ア 利用要件の該当確認

① 研究目的の場合

学術研究を目的として活動する大学や研究所（専ら自社の製品開発を行う研究所は該当しない。）などの機関に所属する教授、准教授、講師、助教、博士研究員、大学院生等が研究活動を行う場合で、その研究成果等を研究論文の形で社会に公表・還元される場合、本要件に該当すると認められる。

また、公的機関が行政目的の一環として研究を行う場合や営利企業に属する者が企業活動の一環として研究を行う場合においても、論文等の形で当該研究の成果が社会に還元される場合であれば、基本的に学術研究の発展に資するものとして、本要件に該当すると認められる。

研究目的に営利目的が含まれている場合であっても、学術研究の発展に資するものとして、当該研究の成果が学術論文や分析結果として公表

され、社会に還元されるのであれば、公表はその利用後か否かは問わない。

しかしながら、その研究の成果が社会に活用されないような場合には本要件に該当するものとは認められない。

② 教育目的の場合

委託申出者は、教育機関又は当該機関に所属する指導教員からの委託申出に限定され、統計成果物を当該教育機関における教育の用に供することを直接の目的とし、その教育内容が公表される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

なお、利用形態としては、例えば、講義等（卒業論文や修士論文などの指導を教官が行う場合も含む。）の教育において統計成果物を利用する場合が想定される。

③ デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合

デジタル社会形成基本法に基づく特定公共分野に関する統計の作成等であって、当該統計等が国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資するものであり、統計成果物を利用して行った事業等の内容が公表される場合であれば、本要件に該当すると認められる。

イ 委託申出者等の属性

委託申出書に記載されている委託申出者の名称、所属、役職等により上記アの要件と整合性が確保されているか確認する。

また、規則第25条第2項及び上記1(6)のウで提示又は提出を求めている本人確認書類と記載内容が同一であることが必要である。

なお、代理人によって委託申出がなされる場合も上記と同様に、本人確認書類と記載内容が同一であることが必要であり、また、委任状などの代理権を証明する書類により、委託申出者の代理人であることを確認する。

ウ 利用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等

オーダーメイド集計に対応する旨を公表している統計調査の名称、年次等が記載されていることが必要である。

また、研究、講義、事業等の内容と照らし合わせて不必要と判断される統計調査の名称、年次等が含まれていないことが必要である。

エ 利用目的

直接の利用目的を確認した上で、当該目的の区分に応じて、次に掲げる内容と齟齬がないことが必要である。

① 研究目的の場合

審査では、研究の重要度や有用性を評価するものではないが、当該研

究が学術研究の発展に資することを判断するため、研究の名称、必要性（目的、意義等）、内容等を確認する。

科学的な分析を伴う研究であれば、基本的に学術研究の発展に資すると認められるが、研究の必要性や分析内容が不明確な場合は、一般の利用可能性が見込まれず、学術研究の発展に資すると認められない。

また、委託予定の統計成果物の内容が妥当なものであることが必要であり、研究期間が研究内容等からみてあまりにも長期にわたるものでないか確認する。

なお、需要予測など企業活動等の一環として行う研究の場合、研究の意義や分析内容が明らかとなっており、その成果等を公表することにより、学術研究の発展に資すると認められることが必要である。

② 教育目的の場合

実際に統計成果物を利用する教育機関において正規の授業科目として承認されていることが必要である。

また、当該授業科目において統計成果物を利用する必要性が認められ、当該授業科目の内容と整合していることが必要である。

なお、必要に応じて、シラバスなどにより授業期間を確認する。

③ デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合

委託する統計の作成等がデジタル社会形成基本法に規定された特定公共分野に該当するものであることが必要である。

また、作成される統計成果物が、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に寄与すると認められる必要があり、例えば、インフラ・防災・減災等分野に関連して、住宅関連の統計成果物を利用して住宅や世帯、住宅耐震化の動向等を分析し、民間事業者の健全な事業活動に活用することや、電子行政分野に関連して、研修機関等において統計成果物を利用した講義等を行うことにより、統計人材の育成を図ることなどが想定される。

④ 個人及び法人の権利利益等の確認

上記①から③までのいずれの利用目的の場合であっても、作成される統計成果物によって、規則第 27 条第 1 項第 1 号ハ等に規定する個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを委託申出者において確認されていることが必要である。

オ 公表の方法

利用目的に応じて、次に掲げるような公表が予定されていることが必要である。

また、公表予定日と研究、教育又は事業等の実施期間が整合しているこ

とが必要である。

- ① 研究目的の場合は、研究の成果が学会等で公表されること、学術雑誌等に掲載されること又は統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要がインターネット等で広く公表されること。
- ② 教育目的の場合、統計成果物を利用した教育の内容が教育機関のホームページ等に掲載されること。
- ③ デジタル社会形成統計利活用事業目的の場合、統計成果物を利用して行った事業等の内容がインターネット等で広く公表されること。

カ 委託申出に係る統計の作成等の内容及び仕様

受託機関等がその対応するオーダーメイド集計の内容を限定している場合、その範囲を踏まえたものであることが必要である。

また、目的とする統計成果物の内容が受託機関等において明確に理解でき、処理内容を確定できる内容であることが必要であるため、不明な点やあいまいな点については、受託機関等において規則第 25 条第 3 項に基づき委託申出者に対して説明又は訂正を求め、双方で認識の相違が生じないものとする必要がある。

さらに、業務量・業務内容について、受託機関等における通常業務との関係、受託機関等における体制、提供希望年月日等から判断し、対応可能なものであることが必要である。

なお、当該業務の一部を受託機関等が民間委託する場合、確実に落札が見込まれる内容であることが必要である。

キ 統計成果物の提供方法及び提供希望年月日

受託機関等が実際に提供可能な媒体や方法であることが必要である。

なお、提供希望年月日が統計成果物の内容及び仕様から判断し対応可能であることが必要である。

ク その他必要な事項

上記アからキに掲げる事項以外に、受託機関等において設定した審査事項がある場合、当該事項に係る審査の基準を満たしていることが必要である。

(4) 委託申出書の修正・再提出

委託申出書の記載内容又は添付資料に不備がある場合、受託機関等は規則第 25 条第 3 項により、委託申出者に対し、その訂正を求める。

3 手数料の積算

(1) 基本原則

ア 手数料額の確定

手数料の算定に当たっては、規則第 26 条第 1 項に基づき、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、その他添付された仕様書などを基に、受託機関等が事前に見積りを行い、承諾通知書により委託申出者に提示した額を手数料の額として確定する。

イ 契約前の手数料額の通知の原則

令第 12 条第 2 項第 1 号に規定されているのは工数 1 時間当たりの手数料単価であり、個々の委託申出に係る統計の作成等に要する手数料の総額を明らかにしているものではない。

したがって、受託機関等は、上記アの承諾通知書により手数料額を委託申出者に提示し、当該手数料額を確認した委託申出者から受託機関等に提出された依頼書等の受理をもって、契約が成立することとなる。

(2) 告示による加算料金の設定

手数料は、令第 12 条第 2 項において、①受託機関等の職員が当該統計の作成等に必要とする工数に応じた費用、②統計成果物を記録する媒体に要する費用、③送付に要する費用のほか、同項第 4 号により当該統計の作成等に要する費用として行政機関が告示により事前に定めている金額を加算することを可能としている。

本規定に基づき、行政機関は提供する統計の作成等のサービスの内容に応じて、必要な場合に、次に示す例 1 から例 3 を参考として、必要とされる費用を勘案した適切な告示を定める。

なお、告示を定めていない場合は、令第 12 条第 2 項第 1 号から第 3 号の規定による額以外の加算はできない。

(例 1) 統計の作成等のサービスを提供するため、ソフトウェアの購入や職員によるソフトウェアの事前開発を行う場合

統計の作成等のサービスを実施するため、ソフトウェアの購入を行う(行った)場合、又は事前に受託機関等がソフトウェアの開発を行った場合、委託申出者から当該費用を回収することが必要と考えられる。

この場合、本ソフトウェアの購入又は開発に要した費用について、今後、ソフトウェアの償却までに見込まれる統計成果物の作成数で除した額を加算額として次のように事前に定めておくことが想定される。

(例)

- ・ <ソフト名>を用いた統計の作成等において、統計表 1 表当たり
○円

(例2) 統計の作成等のサービスを提供するため、外部のシステムエンジニア等に委託する場合

既存の委託業務とともに統計の作成等のサービスも併せて外部のシステムエンジニア等に委託し、統計の作成等に係るシステム開発を行うことが考えられる。

この場合、当該システムエンジニア等の賃金単価は受託機関等の職員の工数単価と異なると考えられることから、当該契約を行うシステムエンジニアの賃金単価等について、例えば次のように事前に定めておくことが想定される。

(例)

- ・ 統計の作成等のシステム開発に要する時間1時間につき〇円
- ・ 統計の作成等のシステム開発に要する開発量1ks(キロステップ)当たり〇円

(例3) 民間委託を活用する場合

統計の作成等のサービスを実施するため、民間事業者に再委託を行う場合が考えられる。

例えば次のように、あらかじめ年度当初に、事前に類型化した統計表1表当たりの単価について民間事業者と契約し、依頼への対応の度に当該単価でオーダーメイド集計のサービスを提供する場合が想定される。

(例)

- ・ 〇〇を用いた統計表作成1表当たり、〇円

令第12条第2項第4号では、上記の例1から例3に掲げる具体的な金額を定めることを前提としているが、同条第1項第1号の手数料の額について、統計成果物の仕様を民間事業者に示した段階で初めてその総額が判明する場合も想定される。

このことを踏まえれば、オーダーメイド集計のサービスを拡大していく上で、統計成果物の特性上事前に具体の単価等の金額の提示ができないやむを得ない事情がある場合は、民間委託に要する費用として委託申出者との契約前に受託機関等の長が提示する額などを定めることも可能とする。

また、統計センターに事務の全部を委託している場合、統計センターにおける処理を踏まえて委託元の行政機関において令第12条第2項第4号に基づく告示を定める必要があることから、あらかじめ両方で協議しておく必要がある。

(3) 工数の積算

ア 基本事務時間

オーダーメイド集計の実施及び統計成果物の提供等に際して必要とされる事務手続に要する基本事務時間は、匿名データの提供事務に要するものと同一であるとみなし、27分として積算する。

なお、工数は、依頼書が提出された後の事務手続をその積算対象とすることとしており、その前段階における相談、審査等に係る事務手続は積算の対象外とする。

イ 統計の作成等の時間（職員の工数）

統計の作成等に要する、集計の設計、システム開発、演算、秘匿、結果審査などの業務について、既存の統計作成の実績、経験等に基づいて、統計調査の特性に応じつつ必要とされる工数を見積るものとする。

これらの業務について民間委託を行う場合、民間委託を行うことにより通常生じる調達や納品検査等に係る工数も見積りに含める。

なお、実績等の蓄積がない当初の段階においては、一定のモデルにより計算される工数を参考とするなどの対応も考えられる。

(4) 手数料の算定

ア 算定方法

個別の委託申出案件に係る手数料の積算は、委託申出書等の審査を行った結果、受託可能と判断される場合に行う。

また、積算は令第12条第2項に基づき、次の①から④までを全て加えた額とする。

- ① 単価4,400円に、必要な工数（上記(3)アの基本事務時間とイの統計の作成等の時間の合計。単位：人時）を乗じた額
- ② 結果を出力し提供する媒体
 - ・ CD-R 1枚：100円 × 必要枚数
 - ・ DVD-R 1枚：120円 × 必要枚数
- ③ 送付を求める場合の送付に要する費用
- ④ 行政機関の長が定める額（上記(2)において定めた額。単価設定等を行う場合、当該単価に所要の工数等乗じて計算）

なお、法第34条に基づく統計成果物については、e-mailなどによるインターネット等の通信回線を介しての提供を行うことも可能とする（この場合、②及び③の費用は不要となる）。

イ 留意事項

① 手数料の公平性の確保

同一の調査・年次等に係る全く同一の統計成果物の委託を受けた場合は、同一統計成果物に対する手数料の公平性を確保する観点から、その

手数料の額は原則として当該同一統計成果物の手数料として従前に提示した額と同額とする。

このため、オーダーメイド集計の手数料の額の積算を行うに当たっては、同一調査・年次に係る統計成果物に対する需要予測が可能な場合は、需要予測数により均等割した上で手数料の積算を行うことを原則とする。

ただし、需要数の予測が困難な場合、需要予測数を1と想定する。

② 民間委託を行う場合の原則

統計の作成等の事務について民間委託を行う場合、手数料が納付された後に受託機関等から民間事業者に発注することになるが、民間事業者が落札しなかったことを理由として、オーダーメイド集計を中止とすることはできない。

このため、受託機関等は、受注が可能な民間事業者が存在する場合に承諾するとともに、契約が確実に行える予定価格等を設定するものとする。

4 審査結果の通知

受託機関等は、規則第26条第1項に基づき、委託申出書の審査結果を、次の区分に応じて委託申出の受付から21日以内に委託申出者に対し文書により通知する（e-mailを含む。）。

(1) 委託申出を承諾する場合

別記様式第2-1号を参考として受託機関等が定める承諾通知書に次の事項を記載の上、通知する。

- ・ 委託申出を承諾し、オーダーメイド集計を行う旨
- ・ 統計成果物の名称（受託機関等が定めて通知）
- ・ 手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 提供予定時期（手数料の納付から○日後等の設定も可）
- ・ その他受託機関等が必要と認める事項
- ・ 納付された手数料は原則として返却しない旨

また、委託申出者に対して、依頼書（別記様式第3号）及び別記様式第4号を参考として受託機関等が定める契約に必要な書類（契約書）を提示する。

ただし、委託申出者との合意により契約書作成を省略することができる。この場合、承諾通知書に別記様式第4号別添の「契約約款」を参考とした書類を添付する。

なお、統計成果物の名称は、「○○調査（平成○年）特別集計」など受託機

関等において適宜判断し定める。

(2) 委託申出を承諾しない場合

別記様式第2-2号を参考として受託機関等が定める様式による不承諾通知書にその理由を記載して委託申出者に通知する。

5 依頼書等の提出及び手数料の納付

(1) 依頼書等の提出

委託申出が承諾された委託申出者は、令第12条及び規則第26条第2項に基づき、受託機関等が定める契約に必要な書類（契約書）を2通作成し、うち1通を依頼書に添付（契約書作成を省略した場合を除く。以下同じ。）して受託機関等に提出する。

なお、1万円を超える契約となる場合には、印紙税法（昭和42年法律第23号）の規定に基づき、依頼書に添付する契約書に手数料とは別に契約額（納付する手数料額）に応じた収入印紙の貼付を委託申出者が行う必要がある。

(2) 手数料の納付

委託申出者は、上記4に示す承諾通知書により受託機関等から通知された手数料の額を、通知された納付方法により、期限までに受託機関等に納付する。

ア 収入印紙による場合

委託申出者は、行政機関から通知された手数料の額の収入印紙を依頼書に貼付し、行政機関に提出することにより納付する。

行政機関は、依頼書に貼付された額面が通知した手数料の額と一致していることを確認し、収入印紙への消印は、統計成果物の提供が確定した段階で速やかに行う。

収入印紙の消印は、額面等が確認できる範囲において、剥離、再利用ができないよう、鉛筆以外の方法で依頼書と収入印紙にまたがるよう確実にを行い、更には穿孔等の措置を施すことが望ましい。

また、毎年度、財務省（主計局総務課歳入・国債係）から各府省会計課を通してなされる実績報告の依頼において、対象年度の手数料納付額を報告する。

イ 現金による場合

受託機関等から上記4で示す通知を行う際に、併せて納入告知書等を送付し、委託申出者は当該納入告知書等により受託機関等に現金を納付する。

ウ 手数料の返却措置

依頼書の提出・手数料納付後、やむを得ない事情によりオーダーメイド

集計を行うことが困難となった場合に、受託機関等において当該事務に着手しておらず、かつ、受託機関等及び委託申出者の間で相互に承諾された場合には、次の方法により手数料を返却する。(各府省会計担当と相談し、当該手続についても、事前に確認しておくことが望ましい。)

① 収入印紙の場合

- i) 収入印紙の検印が押されていないならば、そのまま検印を押さずに、依頼書を返却する。
- ii) 賠償償還払戻金として償還手続をとる。

② 現金の場合

賠償償還払戻金として償還手続をとる。

(3) 手数料の納付確認

受託機関等は、手数料の納付が確認できた段階で、その旨を委託申出者に連絡をし、各自契約書1通を保有する。

なお、前述のとおり、委託申出者との合意により契約書作成を省略することができる。

(4) 著作権の取扱い

上記(1)から(3)までによって契約を行う際、委託申出者が統計成果物に対する著作権を主張しない旨を契約書等に記載する。

(5) 秘密の保全

研究内容や集計仕様の詳細などは、研究を行う者にとって秘密に該当する可能性があることから、原則として委託申出者において公表が行われるまでの間は、受託機関等は、提出を受けた書類等の内容を非公開情報として取り扱う。

ただし、法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

6 委託申出者の氏名又は名称等の公表

受託機関等は、法第34条第2項並びに規則第28条及び第29条の規定に基づき、依頼書の提出を受けて統計の作成等を行うこととしたとき^(注7)は、次に掲げる事項を1月以内にインターネットの利用その他の適切な方法(マイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載等)により公表する。

(注7) 統計の作成等を行うこととしたときとは、契約が成立した日とする。

(1) 委託申出者の氏名又は名称

委託申出者が公的機関（規則第 25 条第 1 項第 4 号に掲げる者を含む。）の場合は当該機関の名称、法人等の場合は当該法人等の名称、個人の場合は氏名をそれぞれ公表する。

(2) 統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称

統計調査の名称を公表する。

(3) 統計の作成等の委託の年月日

委託申出者からの依頼書の提出を受けて、契約が成立した年月日を公表する。

(4) 委託申出者（個人に限る。）の職業、所属等

委託申出者（個人に限る。）の職業、所属その他の当該者に関する情報であって、行政機関の長又は指定独立行政法人等が統計の作成等を行うことが適当と認めた理由を構成する事項のうち必要と認める事項として、当該者の所属及び職名を公表することを原則とする。

ただし、当該事項の公表が困難な場合、職業等のその他の事項（例えば、退官した大学教授の場合、名誉教授又は元大学教授など）を公表する。この場合、必要に応じ当該事項を確認できる書類の提出を求める。

(5) 統計の作成等の委託の目的

研究の名称や教育の内容など、要件の区分に応じて簡潔に整理した委託の目的を公表する。

7 承諾事項に変更が生じる場合の取扱い

受託機関等の承諾がなされた委託申出書に係る記載事項について、委託申出者の都合により変更が生じる場合は、次のとおり対応する。

(1) 軽微な変更

統計の作成等の処理内容に影響がなく、かつ、受託機関等が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される委託申出者又は代理人の人事異動等に伴う所属、連絡先又は姓に変更が生じる場合など、委託申出者は別記様式第 5 号を参考として受託機関等が定める所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに受託機関等へ届け出る。

(2) 作成する統計の内容や仕様の変更

統計の作成等の処理内容に影響がある場合、原則として当該変更は認めないこととするが、受託機関等が対応可能な場合は、委託申出者と受託機関等の協議によって変更等を行うこととして差し支えない。

なお、双方で合意を行った変更を行う場合、委託申出者は変更について書

類にて変更申出を行い、受託機関等は上記 4 に準じて、

- ・ 仕様の変更に応じる旨
- ・ 追加して納付すべき手数料の額
- ・ 手数料の納付方法
- ・ 手数料の納付期限
- ・ 仕様の変更に応じて修正した提供予定時期
- ・ 納付された手数料は原則として返却しない旨

を委託申出者に書類にて通知するとともに、委託申出者は、再度、依頼書及び契約の修正に必要な資料を提出し、追加納付が必要とされる手数料を納付する。

(3) 利用目的の追加

委託申出者は、承諾された利用目的以外の利用目的を追加する必要がある場合、追加する利用目的及びその追加が必要な理由を記載した別記様式第 6 号を参考として受託機関等が定める委託申出書の記載事項変更申出書（以下「記載事項変更申出書」という。）により受託機関等に申し出る。

当該申出書の提出を受けた受託機関等は、上記 2 に準じて審査を行い、当該審査結果について、別記様式第 7-1 号又は第 7-2 号を参考として受託機関等が定める記載事項変更申出に対する承諾通知書又は不承諾通知書により通知する。

(4) その他の変更

上記(1)から(3)までの事項以外の委託申出書の記載事項を変更する場合は、記載事項変更申出書により変更の申出を行う。

受託機関等においては、関連する項目を上記 2 に記載された個別の審査基準等に基づき審査を行い、当該結果について記載事項変更申出に対する承諾通知書又は不承諾通知書により通知する。

第 3 オーダーメイド集計の実施

1 統計の作成等

(1) 統計の作成等の実施

受託機関等は、委託申出書に記載された統計の作成等の内容、仕様等に基づき、統計の作成等を実施し、不明な点等がある場合、委託申出者に照会するなど確認を行いながら処理を遂行する。

(2) 民間委託を行う場合の対応

民間事業者に業務の一部を委託する場合は、秘密の保護等について第 1 の 3 の(2)の内容を踏まえて実施する。

(3) 統計成果物の審査・秘匿

作成された統計成果物については、受託機関等において、提供前に結果内容の審査を行うとともに、個々の調査対象者等の特定・類推ができないよう秘匿措置を行う。

2 統計成果物の提供

(1) 提供時期

第2の4に示す承諾通知書により提示した提供予定期間内に速やかに提供する。やむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれる場合は、速やかに委託申出者に通知し、提供時期について委託申出者と協議する。

(2) 提供窓口

統計成果物は、委託申出書を受理した受託機関等の提供窓口から委託申出書に記載された方法により委託申出者に提供する。

また、電子メール等で送付する場合、統計成果物は、必要に応じて暗号化しパスワードを付与すること等により保護する。

(3) 統計成果物に誤りが見つかった場合の取扱い

提供した統計成果物に物理的障害又は誤りが見つかった場合、受託機関等と委託申出者は、相互に連絡をとり、誤りの原因を明らかにするとともに、受託機関等と委託申出者との協議により、その対応を決定する。

3 統計成果物等の公表

受託機関等は、法第34条第3項並びに規則第30条及び第31条の規定に基づき、統計の作成等を行った日^(注8)から原則として3月以内に、統計の作成等を行うこととした際に公表した事項（上記第2の6参照）に加え、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法（マイクロデータ利用ポータルサイトへの掲載等）により公表する。

なお、当該公表に当たっては、統計成果物の利用形態（例えば、学術雑誌への掲載時期等）との関係に留意し、利用者の権利利益を害することがないように取り扱う。

(注8) 統計の作成等を行った日とは、原則として、受託機関等において統計の作成等を行い、委託申出者がこれを受領した日とする。

(1) 統計成果物の内容

委託申出により受託機関等が作成した統計又は行った統計的研究の成果を公表することを原則とするが、作成した統計のファイルの容量、統計的研究の成果の内容（偏見を助長するおそれがあるなど）等に鑑み、そのまま公表することが適当でない場合には、その概要を公表することとして差し支えない。

(2) 統計成果物に関連する事項

統計の作成又は統計的研究の実施に当たって利用した調査票情報に係る統計調査の名称、年次、当該調査票情報の地域の範囲（統計の作成等に係る地域区分）を原則として公表する。

また、統計の作成の方法又は統計的研究の方法を確認するため、受託機関等が特に必要と認めた事項を公表する。具体的な事項としては、例えば、推計手法や分析手法など当該統計の作成等の再現に必要な情報について公表することなどが想定される。

(3) 統計成果物の公表状況

作成した統計又は行った統計的研究の成果の全部又は一部が学術研究の成果等として学術雑誌等に掲載され又は掲載されることが予定されている場合、当該学術雑誌等の名称及び掲載年月日を公表する。

第4 統計成果物の提供後の措置

1 統計成果物の提供後の利用制限

委託申出者は、規則第32条第2項に基づき、受託機関等の同意を得たとき又は統計成果物を用いて行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたときを除き、委託申出書に記載した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

このため、承諾された利用目的以外の利用を行う場合は、第2の7による記載事項変更申出書により変更手続を行い、受託機関等の承諾を得る必要がある。

なお、一旦、委託申出者等が、研究成果等又は教育内容として、統計成果物そのもの（オーダーメイド集計として作成された集計表等）を公表した後においては、当該統計成果物は、公的統計として公表されるものと同様に社会一般において利用可能なものとなることから、委託申出者についても公表された統計を用いているものと整理し、上記の受託機関等の承諾を得る必要はないものとする。

2 委託申出者による研究成果等の公表

(1) 成果の公表

委託申出者は、統計成果物を利用して行った研究の成果若しくは統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要、教育内容又は事業等の内容を委託申出書に記載した公表方法及び時期により公表する。

また、当該公表に際して、委託申出者は、統計成果物を基にしたものである旨を明記し、受託機関が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

例：統計法（平成19年法律第53号）に基づき、〇〇省（又は統計センター）から「〇〇調査」（〇〇省）に関するオーダーメイド集計により提供を受けた統計成果物に基づくものである。

さらに、委託申出者は、公表後、総務省告示で定める利用実績報告書（別記様式第8号）により受託機関等に利用実績を報告する。

なお、委託申出時点では、学会誌の投稿等を予定していたが、結果的に論文審査を通らなかった、又は予定どおり公表できないなどにより、委託申出書に記載したいずれの公表方法も履行することができず、新たな公表方法により公表を行う場合、受託機関等の承諾を得るものとする。

(2) 成果が公表できない場合の取扱い

委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止などにより研究の成果等、教育又は事業等の内容を公表できない場合は、研究、教育又は事業等の状況（概要）及び公表できない理由を利用実績報告書に記載して受託機関等に報告する。

3 利用実績報告書の提出

委託申出者は、規則第32条第1項に基づき、提供を受けた統計成果物を利用して行った研究、教育又は事業等が終了したときは、遅滞なく、その実施状況について利用実績報告書により受託機関等に報告する。

なお、委託申出者の死亡、法人組織の解散、研究計画の中止等真にやむを得ない事情により研究の成果、教育又は事業等の実績が示せない場合、上記2(2)のとおり、委託申出者は利用実績報告書にその状況（概要）及び公表できない理由を記載して受託機関等に報告する。

4 統計成果物の不適切利用への対応

(1) 目的外利用の禁止

委託申出者は、規則第32条第2項の規定に基づき、委託申出書に記載して承諾を受けた利用目的以外の目的のために統計成果物を自ら利用し、又は提供することが禁止されている。

ただし、当該統計成果物の提供を行った受託機関等の同意を得たとき、研究目的において当該統計成果物を利用して行った研究の終了後に当該統計成果物が公表されたとき又は上記1のなお書きに該当するときは、この限りでない。

(2) 総務省及びその他受託機関等との連携

受託機関等は、委託申出者が規則第32条第2項の違反又はその他の契約違反を行ったと判断した場合、一定期間の利用停止等の措置を講ずることを決定した場合、又はその他必要と判断した場合には、その内容や対応状況を総務省に連絡する。

総務省は、受託機関等から違反行為に関する連絡を受けた場合、その他の

受託機関等に対し、当該連絡事項及び利用停止等に関する情報の提供を行い、原則として全ての受託機関等において同様の対応が行われるよう必要な措置を講ずる。

なお、統計センターが委託を受けた個別業務に係る総務省に対する連絡は、当該業務を統計センターに委託した受託機関を通じて行う。

(3) 不適切利用の取扱い

受託機関等は、目的外利用の禁止に抵触するおそれがある行為のほか、正当な理由なく利用実績報告書を提出しない又は統計成果物を利用した研究の成果等公表しないなど、法令又は契約に反する行為その他の制度に対する国民の信頼を損なうおそれがある行為があった場合、委託申出者に対し、速やかに是正措置を講ずるよう指導する。

また、受託機関等は、当該機関等における契約に係る指名停止等措置要領等を参考に、上記違反行為等の内容に応じて、当該委託申出者について一定期間の委託申出を禁止するとともに、当該期間は調査票情報及び匿名データの提供についても併せて行わないものとする。

なお、受託機関は、上記(2)のとおり、これらの対応状況を速やかに総務省に連絡し、情報の共有を図るとともに再発防止策を講ずるものとする。

(4) 他の調査票情報の二次的利用との連携

受託機関等は、調査票情報又は匿名データの提供において、法令又は契約違反等により一定期間の利用停止等の措置が講じられている場合、同様の期間、委託申出の受付も行わないものとする。

(5) 公益通報者保護法の適用

法は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の適用対象とされており、法に違反する行為を労働者が通報した場合、同法に基づき、当該労働者は解雇等の不利益な取扱いから保護されること等が規定されている。

行政機関（注9）は、公益通報者保護法、関連するガイドライン等に基づいて、内規の整備、受付窓口の整備等、適切な措置を行う。

（注9） 独立行政法人は、公益通報者保護法第2条第4項の「行政機関」には含まれない点に留意。

5 総務省及び統計委員会に対する報告

受託機関等は、法第55条に基づく総務大臣からの求めに応じ、毎年度、オーダーメイド集計の実施状況を取りまとめ、総務省に報告を行う。

また、総務省は、受託機関等から報告された内容を取りまとめ、その概要を公表するとともに、統計委員会に報告する。

なお、総務省は、受託機関等と同様に委託申出者の秘密の保全について留意し、情報の管理を適切に行う。

附 則

令和元年6月27日付けで改正された本ガイドラインは、令和元年7月1日から施行する。

附 則

令和2年12月25日付けで改正された本ガイドラインは、令和3年1月1日から施行する。

附 則

令和3年8月31日付けで改正された本ガイドラインは、令和3年9月1日から施行する。ただし、デジタル社会形成基本法第37条第1項の規定によるデジタル社会の形成に関する重点計画の作成の日以後に申出をする統計の作成等の委託について適用し、同日前に申出をする統計の作成等の委託については、なお従前の例による。

附 則

令和4年3月3日付けで改正された本ガイドラインは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

令和5年6月16日付けで改正された本ガイドラインは、同日から施行する。

附 則

令和6年11月21日付けで改正された本ガイドラインは、令和6年12月2日から施行する。ただし、第1総則中「第38条」を「第39条」に改める改正規定は、令和6年11月21日から施行する。

【別記様式一覧】

- 別記様式第1号 委託による統計の作成等の実施に係る委託申出書【雛形】
- 別記様式第2-1号 委託による統計の作成等の申出に対する承諾通知書
【雛形】
- 別記様式第2-2号 委託による統計の作成等の申出に対する不承諾通知書
【雛形】
- 別記様式第3号 依頼書
- 別記様式第4号 委託による統計の作成等請負契約書【雛形】
- 別記様式第5号 所属等変更届出書【雛形】
- 別記様式第6号 委託申出書の記載事項変更申出書【雛形】
- 別記様式第7-1号 委託申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書
【雛形】
- 別記様式第7-2号 委託申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書
【雛形】
- 別記様式第8号 利用実績報告書

別記様式第 1 号

文 書 番 号

〇〇〇年〇月〇日

(行政機関の長等) 殿

委託申出者

委託による統計の作成等の実施について (申出)

標記について、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) 第 34 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり委託による統計の作成等の実施に係る申出を行います。

別記様式第1号別紙

【 公的機関の場合 】

(委託申出者が公的機関の場合(規則第25条第1項第4号により公的機関とみなされた場合を含む。))は、本欄に記入してください。)			
当該公的機関の名称			
担当部局又は機関の名称			
所在地	〒		
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名(フリガナ)			
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

【 法人等の場合 】

(委託申出者が法人等の場合は、本欄に記入してください。)			
当該法人等の名称			
住所	〒		
代表者又は管理人の職名			
代表者又は 管理人の氏名(フリガナ)			
連絡先担当者の所属、職名			
連絡先担当者氏名(フリガナ)			
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

【 個人の場合 】

(委託申出者が個人の場合は、本欄に記入してください。)			
職業、所属、職名			
氏名(フリガナ)		生年月日	
住所	〒		
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

【 代理人 】

(代理人に委任する場合は、本欄に記入してください。)			
職業、所属、職名			
氏名(フリガナ)		生年月日	
住所	〒		
連絡先(電話番号)		連絡先(e-mail)	

1 利用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等	(名称)	(年次等)
	当該調査票情報を特定するために必要な事項	
2 統計成果物の利用目的等	(1) 利用の区分	
	<input type="checkbox"/> 研究	ア欄へ
	<input type="checkbox"/> 教育	イ欄へ
	<input type="checkbox"/> デジタル社会形成	ウ欄へ
	※ いずれかを選択する。	
	ア 研究利用の場合	
	① 研究の名称	
	② 研究の必要性	
	③ 研究の内容	
	④ 研究の実施期間	
イ 教育利用の場合		
① 学校及び学部学科の名称		
② 授業科目の名称		
③ 授業科目の目的及び内容並びに統計成果物を授業科目で利用する必要性		
④ 統計成果物を授業科目で利用する期間		
ウ デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野における利用の場合		
① 該当する特定公共分野		
② 統計成果物が国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその具体的な内容		

	<p>③ 統計成果物を利用する事業等の名称、必要性及び内容</p> <hr/> <p>④ 統計成果物を利用する事業等の実施期間</p> <p>(2) 成果等の公表方法</p> <p><input type="checkbox"/> 論文 (公表の方法： 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 報告書 (公表の方法： 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会・研究会等で発表 (学会、研究会等の名称： 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> 学会誌等に掲載 (学会誌等の名称： 予定時期 年 月)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的な公表方法： [] 予定時期 年 月 </p> <p style="text-align: right;">※ 予定している全てのものを選択する。</p>
<p>3 統計成果物の内容及び仕様</p>	
<p>4 統計成果物の提供を受ける方法及び提供希望年月日</p>	<p>(1) 提供の方法 (媒体)</p> <p><input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> 電子メール</p> <p>(2) 送付の希望の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送による送付を希望 <input type="checkbox"/> 直接受取を希望</p> <p><input type="checkbox"/> 電子メールによる送付を希望</p> <p>(3) 提供希望年月日</p> <p style="text-align: right;">※ 希望する提供媒体及び送付方法を選択する。</p>

<p>5 欠格事由等の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 上記2の(1)における利用は、個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないことを確認</p> <p><input type="checkbox"/> 統計の作成等を委託する者は、次のいずれにも該当しない者であることを確認</p> <p style="text-align: right;">※ 確認した場合、<input type="checkbox"/>を選択する。</p> <p>○ 以下の法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計法（平成19年法律第53号） ・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号） ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号） <p>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）</p> <p>○ 法人等であって、その役員のうち上記事項のいずれかに該当する者がある者</p> <p>○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者</p> <p>○ 調査票情報又は匿名データを利用して不適切な行為を行ったことなどにより提供禁止になっている者など、行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者</p>
<p>6 受託機関等の設定事項欄</p>	

備考

- 1 記載内容が多くなる場合には、必要に応じて、様式には簡潔にその概要及び「詳細は別添参照」の旨を記載するとともに、詳細を記載した資料を添付することとして差し支えない。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委託による統計の作成等の申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
年 月 日

委託申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け委託による統計の作成等の実施に係る申出について、下記の内容にて承諾します。

記

- 1 利用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究の成果）の名称
- 3 統計の作成等の委託の目的
- 4 提供時期
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法
- 7 手数料の納付期限及び依頼書の提出期限

上記の内容に合意の上、統計の作成等を委託する場合は、年 月 日までに、統計法施行規則第26条第2項に基づき作成した依頼書及び契約に必要な書類の提出並びに統計法施行令第12条第4項の規定により指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。なお、納付された手数料は原則として返却しません。

上記納付期限までに依頼書及び契約に必要な書類の提出並びに手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委託による統計の作成等の申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
年 月 日

委託申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け委託による統計の作成等の実施に係る申出について、下記の理由により承諾できないので、その旨通知します。

記

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

依頼書

(統計法(平成19年法律第53号)第34条関係)

年 月 日

殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先e-mail

年 月 日付け 号の通知に係る 年 月 日付けの委託申出書のとおり、統計法第34条第1項の規定に基づき、下記に係る統計の作成等の実施を依頼します。委託に係る統計成果物を利用するに当たっては、日本国の法令及び が定める利用条件に従って誠実にこれを履行します。

記

- 1 統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物(統計又は統計的研究)の名称
- 3 統計成果物の利用目的
- 4 提供希望年月日
- 5 手数料の額
- 6 手数料の納付方法 ア 収入印紙による納付 イ 行政機関の長、指定独立行政法人等、独立行政法人統計センターがあらかじめ定めるア以外の方法
- 7 公表関係(統計法第34条第2項の規定によるもの)
次表の各公表事項について本依頼に係る公表内容を記載してください。

公表事項	公表内容
① 統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称	
② 統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称	1と同じ
③ 統計の作成等の委託をした者(個人に限る。)の職業、所属その他の当該者に関する事項	
④ 統計の作成等の委託の目的	

※ 上記以外の公表事項の「統計の作成等の委託の年月日」は、実際に委託した年月日とする。

- 8 規則第27条関係
次表の各事項に該当する場合にそれぞれの□にチェック(☑)を付けてください。

事項	該当する場合にチェックを付けてください
① 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない	□
② 規則第27条第2項第1号に該当しない者である	□
③ 規則第27条第2項第2号に該当しない者である	□
④ 規則第27条第2項第3号に該当しない者である	□
⑤ 規則第27条第2項第4号に該当しない者である	□

1から8までの記載内容に係る統計の作成等の実施についての詳細は、年 月 日付けの委託申出書及び添付書類のとおりです。

(収入印紙貼付欄)

所定の金額の
収入印紙を貼り、
消印しないこと

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委託による統計の作成等請負契約書

- 一 利用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等

- 二 統計成果物（作成する統計又は統計的研究の成果）の名称

- 三 統計の作成等の委託の目的

- 四 履行期限 年 月 日

- 五 納入場所及び提供方法
 - (1) 納入場所
 - (2) 提供方法

- 六 手数料の額 円

上記について、委託申出者と受託者は、別添の契約約款の承諾及び合意に基づいて、対等、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書二通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

委託申出者 住 所
 氏 名

受 託 者 住 所
 名 称
 代表者

委託による統計の作成等契約約款

(総則)

- 第1条 委託による統計の作成等の委託申出者（以下「委託者」という。）及び委託による統計の作成等の受託者（以下「受託者」という。）は、この約款及び依頼書等（委託による統計の作成等に係る委託申出書及び添付書類並びに委託による統計の作成等を求める依頼書をいう。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この請負契約を履行しなければならない。
- 2 委託者は、委託による統計の作成等を求める依頼書を提出するとともに、受託者が委託による統計の作成等に要する費用として決定した手数料の額を、承諾通知書に記載する方法により納付するものとし、受託者は、委託による統計の作成等を求める依頼書等に記載された統計の作成等の結果（以下「統計成果物」という。）を完成し、これを委託者に引き渡すものとする。
- 3 委託による統計の作成等に必要なる一切の手段については、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）、本約款及び依頼書等に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して委託者と受託者で用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る一切の紛争（裁判所の調停手続を含む。）については、日本国の東京地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(特許権等の使用)

- 第2条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、作成方法等を用いるときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、作成方法等を指定した場合において、依頼書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者がその責任を負う。

(知的財産権)

- 第3条 受託者又はその代理人が行う統計の作成等の過程で生じた統計の作成等の方法に関する発明、考案（ビジネスモデルの構築を含む。）、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等（特許、実用新案権を受ける権利を含む。）については、委託者に移転せず受託者に帰属する。

(引渡し)

- 第4条 受託者が統計の作成等を完了したときは、委託者は、受託者の指定する期限までに当該統計成果物の引渡しを受けるとともに、受領書を提出するものとする。

(統計成果物の所有権)

- 第5条 この契約によって引き渡される統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権は、統計成果物が引き渡された時点で原始的に委託者に帰属する。
- 2 委託者は前項によって得た統計成果物の所有権、意匠権、著作権、著作人格権を行使しないものとする。

(利用の制限)

第6条 委託者は、統計成果物の利用に当たり、統計成果物を依頼書等に記載した利用目的での利用に限定し、記載のない利用目的での利用は行わないものとする。

(依頼書等の変更)

第7条 委託者は、受託者が委託による統計の作成等の申出に承諾した後は原則として依頼書等を変更してはならない。ただし、受託者の承諾を得た場合についてはこの限りでない。

- 2 委託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、委託者は受託者に受託者が定める書面を提出する申出を行い、承諾を得るものとする。
- 3 委託者は、依頼書等の記載内容に虚偽、不実があったことにより受託者が理由を明示して依頼書等の変更を請求したときは、これに従わなければならない。
- 4 受託者の要請により履行内容、履行期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、受託者はあらかじめ変更の理由を明示し、委託者の承諾を得るものとする。この場合、あらかじめ定めた契約条件については双方協議の上決定するものとする。
- 5 第1項から第3項の場合において、既に納付された手数料は返還しない。

(契約の変更)

第8条 前条の規定により、契約金額等、契約の主体的部分に重要な変更が生じた場合、委託者は受託者の指示に従い変更契約書を締結するものとする。

(欠陥及び障害等)

第9条 委託者は、統計成果物の受領後、直ちにその物理的障害の有無その他の問題等について検査を行うものとし、検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害、統計成果物の誤り等の問題を発見したときは、直ちに受託者に報告することとする。

- 2 前項において、委託者は統計成果物の受取後14日以内に、理由を明示して受託者に対して統計成果物等の交換を要求できるものとする。その際、委託者は受託者に当該統計成果物を返却し、受託者が障害の有無その他の問題を確認した上で統計成果物の再引渡しその他の必要な措置を行うものとする。
- 3 前項の再引渡しにおける履行期限等の条件及び必要な措置の内容は委託者が受託者と協議して決定する。
- 4 受託者は、提供した統計成果物に誤りを発見したときは、直ちに委託者に連絡するとともに、その後の対応について、誤りの原因を明らかにした上で、受託者は、委託者と協議して決定する。

(履行期限の延長)

第10条 受託者は、天災地変その他の不可抗力により、契約の履行が遅延するおそれが生じたときは、委託者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面を提出し、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 委託者は、前項の申請があったときは、受託者と協議の上、履行期限の延長日数を定めるものとする。

(利用実績の報告)

第11条 委託者は、統計成果物の利用終了後、利用実績報告書により受託者へ利用実績を報告する。

- 2 受託者は、利用実績報告書に記載している事項(統計成果物を利用した成果等)を公表することができる。

(成果の公表)

第12条 委託者は、死亡、研究計画の中止その他やむを得ない理由がある場合を除き、統計成果物を利用した成果又は統計成果物及びこれを用いて行った研究の成果を得るまでの過程の概要（以下「成果等」という。）を、継続的に公表しなければならない。

2 当該公表に際して、委託者は、統計成果物を基にしたものである旨を明記し、受託者が作成・公表している統計等とは異なることを明らかにする。

3 第1項において、死亡、研究計画の中止などにより成果等を公表できない場合は、委託者は研究の状況（概要）及び公表できない理由を利用実績報告書により受託者に報告する。

(解除)

第13条 受託者は、依頼書等の虚偽、不実その他委託者の帰責事由により契約を解除することが適当と認めるときは、本契約を解除することができるものとする。

2 前項の場合において、既に納付された手数料は返還しないものとする。

(法令又は約款に違反した場合の措置)

第14条 委託者が法令又は本約款に違反したと認められた場合、受託者は以下の措置を講ずるものとする。

一 当該認定をした日から1か月以上12か月以内の期間、調査票情報の提供、委託による統計の作成等及び匿名データの提供の申出を受け付けないこと。

二 違反の情報について、総務省を通じて、全ての行政機関、指定独立行政法人及び統計法第37条に基づき事務の全部を受託した独立行政法人統計センターで共有すること。

2 委託者が法令又は本約款に違反したと認められた場合、受託者は、統計成果物又は依頼書等の内容を公表することができる。

3 委託者は前二項の措置を行うことを承諾し、以後一切の異議申立ては行わないものとする。

(免責)

第15条 委託者が統計成果物の利用により受けた不利益又は損失について、受託者は委託者に対し責任を負わないものとする。ただし、受託者が本約款に違反した場合又は当該統計成果物に受託者の故意又は重過失による瑕疵が認められた場合は、委託者は受託者に対し手数料の返還を求めることができるものとする。

2 委託者が統計成果物に関して、第三者との間で権利侵害等の問題が発生した場合、受託者は一切の責任を負わないものとする。

3 既に同様の統計成果物が他者から委託されていた場合又は委託中の場合についても、手数料の減免など依頼書等は変更しない。

(秘密の保全)

第16条 委託者及び受託者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を相手方の同意なしに第三者に提供し又は他の目的に利用してはならない。ただし、統計法第55条に基づき、総務大臣からの報告の求めに応じる場合においては、この限りではない。

(その他)

第17条 委託者と受託者は、本約款に定める条項及び本約款に定めのない事項の解釈について疑義又は紛争が生じたときは、信義誠実の原則の下に協議の上、これを解決するものとする。

<h2 style="margin: 0;">所属等変更届出書</h2> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">行政機関の長等 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">委託申出者 所属及び職名 氏 名 連絡先所在地 連絡先電話番号 連絡先 e-mail</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日付け委託による統計の作成等の実施に係る申出につきましては、{ 申出者 代理人 }</p> <p style="margin: 10px 0;">の { 範囲 所属 住所 連絡先 姓 } に変更がありましたので、以下のとおり届出をいたします。</p>	
当初申出年月日	年 月 日
統計成果物（作成する統計又は統計的研究の成果）の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考

- 1 本様式は、申出者の属性に係る軽微な変更がある場合に利用することとし、利用目的の追加等、新たに審査を必要とする変更については、「委託申出書の記載事項変更申出書」により申し出ること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委託申出書の記載事項変更申出書

年 月 日

行政機関の長等 殿

委託申出者 所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

年 月 日付け委託による統計の作成等の実施に係る申出については、記載事項の一部に変更がありましたので、以下のとおり申し出ます。

なお、本申出書の提出後、変更の承諾の通知を受けるまでは、年 月 日付けの委託申出の記載内容に従って履行いたします。

当初申出年月日	年 月 日
統計成果物（作成する統計又は統計的研究の成果）の名称	
変更事項	<変更前>
	<変更後>
変更理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委託申出書の記載事項変更申出に対する承諾通知書

文 書 番 号
年 月 日

委託申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け委託申出書の記載事項変更申出書により申出があった事項について、下記のとおり承諾します。

記

- 1 利用する調査票情報に係る統計調査の名称、年次等
- 2 統計成果物（作成する統計又は統計的研究の成果）の名称
- 3 統計の作成等の委託の目的
- 4 手数料の再納付について
 - 再納付の必要なし
 - 再納付が必要 → 再納付する手数料の額
納付期限 年 月 日

手数料の再納付が必要な場合、納付期限までに依頼書及び必要な書類の提出並びに指定された納付方法による手数料の納付を定められた期限までに行ってください。

上記納付期限までに依頼書及び必要な書類の提出並びに手数料の納付がなかった場合は、本通知書による承諾は無効とします。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

委託申出書の記載事項変更申出に対する不承諾通知書

文 書 番 号
年 月 日

委託申出者 殿

行政機関の長等

年 月 日付け委託申出書の記載事項変更申出書により申出があった事項について、下記の理由により承諾できないので、その旨通知します。

記

1

2

3

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

利用実績報告書（統計法（平成19年法律第53号）第34条関係）

年 月 日

殿

所属及び職名
氏 名
連絡先所在地
連絡先電話番号
連絡先 e-mail

年 月 日付け依頼書により提供を受けた統計成果物による が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1. 統計成果物の名称									
2. 統計成果物を利用して行った研究の成果、教育内容又は事業等の内容の概要等	(1) 統計成果物の内容								
	(2) 統計成果物を利用した研究の実施期間等								
	(3) 統計成果物を利用して行った研究の成果等、教育内容又は事業等の内容の概要								
	※ 記入しきれない場合は、別紙に記載し当該別紙を添付する。								
	(4) 統計成果物を利用して行った研究の成果等、教育内容又は事業等の内容の公表（統計法第34条第3項の規定により行う公表を除く） ・論文（名称： ） ・報告書・書籍（名称： ） ・学会・研究会等で発表（名称： ） ・学会誌等に掲載（名称： ） ・その他（ ） <input type="checkbox"/> 上記の発表時期（※予定の場合その予定時期を記載 ） ※ 上記内容について、インターネット上に関連の掲載がある場合は、併せてリンク先を掲載すること。								
(5) 公表関係（統計法第34条第3項の規定によるもの）									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>公表事項</th> <th>公表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※ 上記③は、(4)の公表のうち代表的なものかつ一般的に入手が困難でないものとする。 ※ 上記以外の公表事項の公表内容（統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を除く。）は、特別の理由がない限り、依頼書（統計法（平成19年法律第53号）第34条関係）7の内容による。 <input type="checkbox"/> 統計若しくは統計的研究の成果又はその概要を公表するに当たって特別な事情等があれば下記に記載すること。 ()	公表事項	公表内容	① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項		② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項		③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日	
公表事項	公表内容								
① 統計の作成又は統計的研究を行うに当たって利用した調査票情報を特定するために必要な事項									
② 統計の作成又は統計的研究の方法を確認するために特に必要と認める事項									
③ 統計又は統計的研究の成果について、掲載される学術雑誌等の名称及び掲載年月日									

備考

- やむを得ない理由により研究等が中断した場合など「2. 統計成果物を利用して行った研究の成果、教育内容又は事業等の内容の概要等」が示せない場合は、該当欄に中断するまでに実施した内容等を示すとともに、結果を示せない理由を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。